新ひだか町交通安全推進協議会ベビーシート貸付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、自動車乗車中の乳児の交通事故による被害の減少を図るため、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第７１条の３第３項に規定する幼児用補助装置（以下「ベビーシート」という。）を町民に貸付けることについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸付対象者）

第２条　ベビーシートの貸付けを受けることができる者（以下「貸付対象者」という。）は、新ひだか町内に住所を有する者とし、次の要件のいずれかを満たす者とする。

（１）　１歳未満の乳児（以下「対象乳児」という。）と同居し、又は同居予定の保護者。

（２）　親族の帰省その他の事情により、対象乳児を一時的に保護する者。

（３）　前１項及び前２項に定めるもののほか、会長が特に必要と認めたときは、余剰があれば、貸付けをすることができる。

（貸付条件）

第３条　貸付対象者は、次の各号に掲げる条件を守らなければならない。

（１）　ベビーシートを取り付けるときは、取扱説明書により装着すること。

（２）　ベビーシートに故障等が発生した場合は、直ちに使用を中止し、届け出ること。

（３）　ベビーシートを転貸し、又は目的以外に使用しないこと。

（４）　ベビーシートを故意に損傷し、又は汚損しないこと。

（貸付台数）

第４条　ベビーシートの貸付は、対象乳児１人に対し１台とする。

（貸付期間）

第５条　ベビーシートの貸付期間は、出産予定日の１か月前から、対象乳児の満１歳の誕生月の翌月の範囲内において、貸付対象者の希望する期間とする。

（費用負担等）

第６条　ベビーシートの貸付は無償とする。

（貸付申請）

第７条　貸付対象者は、ベビーシート貸付申請書（別記様式第１号）を会長に提出しなければならない。

（貸付の可否の決定及び通知）

第８条　会長は、前条の規定により申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。

２　会長は、前項の規定により貸付の決定をしたときはベビーシート貸付決定通知書（別記様式第２号）により、却下したときはベビーシート貸付却下通知書（別記様式第３号）

により、それぞれ通知するものとする。

（借用書）
第９条　ベビーシートの貸付を受ける者（以下「借用者」という。）は、ベビーシート借用書（別記様式第４号）を会長に提出しなければならない。

（損害賠償）
第 10 条　借用者は、自己の責任に帰すべき事由により紛失、盗難により返還が不能となった場合、又は破損させた場合は損害賠償をするものとする。

（貸付の取り消し及び通知）
第 11 条　会長は、借用者が第２条に規定する貸付対象者の要件を満たさなくなった場合、又は第３条第３号に規定する貸付条件に違反したときは貸付を取り消すものとする。

２　会長は、前項の規定により、ベビーシート貸付取消返納通知書（別記様式第５号）により通知するものとする。

（返納）
第 12 条　借用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長にベビーシートを返納するとともに、ベビーシート返納書（別記様式第６号）を提出しなければならない。また、返納の際は、借用者の負担でクリーニングして返納するものとする。
（１）　第２条に規定する貸付対象者としての要件を欠いたとき。
（２）　第５条に規定する貸付期間が満了したとき。
（３）　会長が特に返納を必要と認めるとき。

（事故等における協議会の免責）
第 13 条　貸付を受けたベビーシートを装着し、それを使用していた対象乳児が事故等により死傷した場合であっても、当協議会は一切責任を負わないものとする。

（その他）
第 14 条　この要綱に定めるもののほかは、ベビーシートの貸付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成２５年２月１日から施行する。

附　則
この要綱改正は、平成２５年９月１日から施行する。

別記様式第１号（第７条関係）

ベビーシート貸付申請書

平成　　年　　月　　日

新ひだか町交通安全推進協議会

会長　新ひだか町長　酒　井　芳　秀　様

住　　所

申請者　氏　　名　　㊞

電話番号

対象乳児との続柄（　　）

下記のとおりベビーシートの貸付を受けたいので、新ひだか町交通安全推進協議会ベビーシート貸付要綱第７条の規定により申請します。

なお、利用に当たっては、下記事項を遵守します。

対象乳児	氏 名		男・女	生年月日	平成　　年　　月　　日
	住　所				
申請期間		平成　　年　　月　　日　から　　平成　　年　　月　　日　まで			

記

１　ベビーシートは、絶対なものではありません。あなたの安全運転を支えるために貸付するものです。

２　ベビーシート自体には、保険は、かけられていません。万が一事故等に遭われても当協議会では一切責任を負いません。

３　ベビーシートを取り付けるときは、取扱説明書をよく読み、取り付けてください。

４　譲渡及び転貸しはできません。

５　破損及び汚損等の原因が借用者の過失による場合は、原型復旧を求める場合がありますので、大切に使用してください。

６　ベビーシートの返納の際には、借用者の負担でクリーニングをして返納してください。

※添付書類

・申請者の確認ができるもの（自動車運転免許証の写し等）

別記様式第４号（第９条関係）

ベビーシート借用書

平成　　年　　月　　日

新ひだか町交通安全推進協議会
会長　新ひだか町長　酒　井　芳　秀　様

住　　所
借用者　氏　　名　　㊞
電話番号

下記のとおりベビーシートの貸付けを受ける、ベビーシートを点検し、又貸付条件についても承知したので、新ひだか町交通安全推進協議会ベビーシート貸付要綱第９条の規定により借用書を提出します。

記

貸付番号	
貸付期間	平成　　年　　月　　日から　平成　　年　　月　　日まで

別記様式第６号（第１２条関係）

ベビーシート返納書

平成　　年　　月　　日

新ひだか町交通安全推進協議会
会長　新ひだか町長　酒　井　芳　秀　様

住　　所
借用者　氏　　名　　㊞
電話番号

下記のとおり、新ひだか町交通安全推進協議会ベビーシート貸付要綱第１２条の規定により返納します。

記

貸付番号	